

燕市美術品取得基金条例の全部改正について

燕市美術品取得基金条例（平成18年燕市条例第74号）の全部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市文化財保護振興基金条例

燕市美術品取得基金条例(平成18年燕市条例第74号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市における文化財の保存、修理、活用、収集等を目的に、燕市文化財保護振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てるため必要があると認められる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、金融機関に保険事故(預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第49条第2項に規定する保険事故をいう。次条第1項において同じ。)が発生した場合において、次条第1項の規定による相殺をするこ

とにより、これを市の債務の償還に充てることができる。

(基金に属する現金の保全)

第7条 市長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する市の債務との相殺をすることができる。

2 前項の規定による相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺をした金額を遅滞なく基金に積み立てなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の燕市美術品取得基金条例により積み立てられた当該基金に属する現金及び有価証券は、この条例に基づく基金に属する現金及び有価証券とみなす。